平成２３年（フ）第９６号
青森県三戸郡階上町大字道仏字榊山10番地10
債務者　濵谷　　静
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第２０号
宮城県牡鹿郡女川町女川浜字日蕨42番地の66
債務者　伊藤　歩美
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
秋田県由利本荘市石脇字石ノ花192番地18
債務者　佐藤　　恵
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第３０号
秋田県由利本荘市石脇字田尻29番地　松涛団地16棟５号
債務者　渡辺　　誠
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第３１号
秋田県由利本荘市大鍬町143番地６　第三金子ハイツ１号
債務者　深川　正男
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２３年（フ）第６０号
秋田県大館市清水３丁目２番20号
債務者　佐藤　博紀
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２３年（フ）第１２５号
福島市蓬莱町７丁目13番34号
債務者　片平　弘美
1　決定年月日時　平成23年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１３８号
福島市八島町６番９号　渡辺アパート101号、従前の住所福島市森合字戸ノ内43番地の１
寿アパートＡ30号
債務者　沼田　節夫（旧姓小賀坂）
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１３９号
福島市八島町６番９号　渡辺アパート101号、従前の住所福島市森合字戸ノ内43番地の１
寿アパートＡ30号
債務者　沼田美由紀
1　決定年月日時　平成23年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第６８号
茨城県神栖市須田2340番地43
債務者　須藤　幸広
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第７０号
茨城県神栖市土合東２丁目２番10―１号
債務者　林　　勇治
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第７５８号
千葉市若葉区貝塚２丁目21番３号　第２かずみアパート101号
債務者　三上　雅代
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第７９９号
千葉市中央区浜野町887番地
債務者　滝口　和則
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８３３号
千葉市中央区星久喜町968番地６　シティ長栄105号
債務者　久保田真弥
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２２１号
金沢市古府町南1079―２　尾野方、住民票上の住所金沢市古府町南995番地、従前の住所石川県河北郡津幡町字鳥越ニ13番地、従前々の住所金沢市矢木３―３
債務者　丹　　彩
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３８号
石川県石川郡野々市町新庄３丁目271番地
債務者　安田　好子
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２４４号
金沢市西泉６丁目152番地　ＷＥＳＴ１―202号室、従前の住所金沢市久安３丁目438番地、従前々の住所金沢市古府町南1079番地２
債務者　瀬戸めぐみ（旧姓尾野）
1　決定年月日時　平成23年７月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月20日まで
金沢地方裁判所